

浜田市公共下水道浜田処理区整備事業
浜田水再生センター建設工事

事業者選定基準
(機械・電気設備工事)

令和5年10月

浜 田 市

目 次

第1 本書の位置づけ	1
第2 事業者選定の概要	1
1 事業者の選定方式	1
2 事業者の選定方法	1
3 事業者選定の体制	1
第3 審査等の流れ	2
第4 資格審査	2
1 資格要件の審査	2
2 提案資格審査結果の通知	3
第5 提案審査	3
第6 契約候補者の決定等	4
1 契約候補者及び次点候補者の決定	4
2 選定結果及び審査講評の公表	4
3 契約候補者を決定しない場合の措置	4
別表 加点審査における評価項目及び配点の詳細	5

第1 本書の位置づけ

この事業者選定基準（機械・電気設備工事）は、浜田市（以下「本市」という。）が浜田市公共下水道浜田処理区整備事業 浜田水再生センター建設工事（以下「本工事」という。）を技術提案・交渉方式（以下「ECI方式」（Early Contractor Involvement）という。）により実施するにあたり、本工事のうち機械・電気設備工事を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を選定するための方法及び評価基準等を示すものである。

第2 事業者選定の概要

1 事業者の選定方式

本工事（機械・電気設備工事）を実施する事業者には、対象施設の設計協力及び建設工事に関する技術やノウハウ、工期短縮、コスト縮減等の提案が求められることから、事業者の選定にあたっては、技術的な提案内容を評価する公募型プロポーザル方式により行う。

2 事業者の選定方法

事業者の選定方法は、応募者の参加資格の有無を審査する「資格審査」と、応募者の提案内容を審査する「提案審査」の2段階に分けて実施する。

3 事業者選定の体制

提案審査では、本市が設置した「浜田市公共下水道浜田処理区整備事業浜田水再生センター建設工事プロポーザル方式選定審査会」（以下「選定審査会」という。）が応募者から提出された応募書類（技術提案書）の技術提案に係る評価を行い、最優秀提案を選定する。

本市は、選定審査会における審査結果を踏まえ、契約候補者を決定する。選定審査会の委員は、以下のとおりである。

表1 選定審査会の委員

役職	所 属	職 名	氏 名
委員長	浜田市	副市長	砂川 明
委 員	島根県技術士会		林 秀樹
委 員	島根県土木部下水道推進課	課長補佐	石倉 功史
委 員	浜田市都市建設部	部 長	戸津川 美二
委 員	浜田市上下水道部	部 長	佐々木 俊幸

第3 審査等の流れ

審査等の流れは、次のとおりとする。

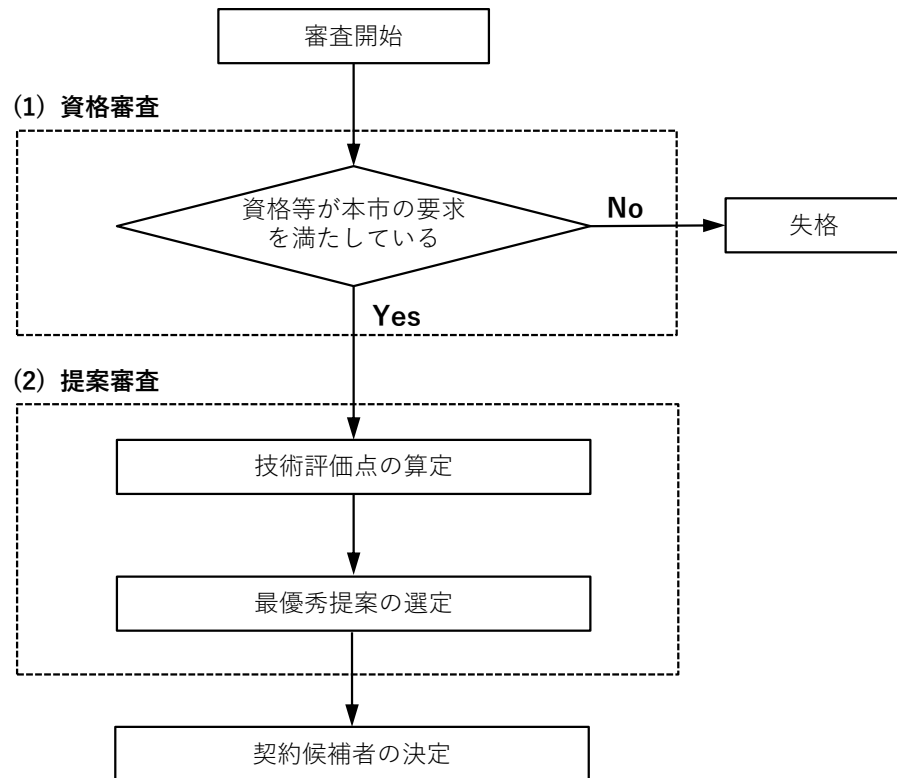


図1 提案内容の審査フロー

※契約候補者の決定後は、本市と契約候補者で提案内容及び基本協定に関する協議を行い、その結果に基づき、協定の締結となる。

第4 資格審査

1 資格要件の審査

本市は、応募者が募集要項に記載した応募者の備えるべき提案資格要件を満たしているかどうか審査し、提案資格要件の不備があれば失格（参加資格がない）とする。審査内容は、以下のとおりである。

表2 資格審査の内容

審査事項	審査内容
提案資格要件	募集要項「第4 応募者の備えるべき提案資格要件」

2 提案資格審査結果の通知

本市は、提案資格審査の結果を応募者（JV の場合は代表企業）に通知する。

第5 提案審査

選定審査会において応募者からの技術提案に係る評価を行う。技術提案に係る評価は、以下に示す審査項目について評価基準に応じて得点を付与する。これが最大となった提案を最優秀提案として選定する。

なお、技術評価点の計算に当たり、小数点以下がある場合は小数点以下第2位を四捨五入するものとする。

表3 技術提案に係る評価項目

審査項目			様式 番号	配点	
(1) 技術協力について	①	技術協力方針	B-1	10	10
(2) 工事について	②	事業実施体制・役割分担	B-2	10	30
	③	工事工程	B-3	10	
	④	工期短縮	B-4	10	
(3) 施設の性能・機能維持 について	⑤	維持管理の効率化	B-5	10	30
	⑥	脱炭素化社会への貢献	B-6	10	
	⑦	機器故障リスクへの対応	B-7	10	
(4) コストについて	⑧	主要機器に係る見積価格	B-8	10	20
	⑨	コスト縮減	B-9	10	
(5) その他提案について	⑩	その他提案	B-10	10	10
合計					100

表4 技術提案に係る評価基準

評価	評価水準	比率（点数＝配点×比率）
A	特に優れている	100%
B	より優れている（AとCの中間程度）	75%
C	優れている	50%
D	やや優れている（CとEの中間程度）	25%
E	優れている点はない、要求水準を満たしていない	0%

※評価項目のうち、定量的な提案を求めるものに対しては、市が設定した基準値（非公表）からの差によりA～Eを設定する。

第6 契約候補者の決定等

1 契約候補者及び次点候補者の決定

本市は、選定審査会により選定された最優秀提案を踏まえ、契約候補者及び次点候補者を決定する。ただし、最優秀提案が複数ある時（技術評価点が同点の時）は、「④工期短縮」、「⑥脱炭素社会への貢献」及び「⑨コスト縮減」の評価点の合計が最も高い者を契約候補者とする。

なお、本市が契約候補者と基本協定を締結しないことが確定した場合、又は基本協定が解除された場合には、次点候補者と交渉するものとする。ただし、この場合であっても同時に2者以上と交渉することはない。

応募者が1者のみであった場合についても審査を実施し、審査過程において適切と判断された場合は、最優秀提案として選定する。本市はこの結果を踏まえ、契約候補者を決定する。

2 選定結果及び審査講評の公表

最優秀提案の選定結果については、応募者の代表企業に通知するほか、本市ホームページで公表する。

3 契約候補者を決定しない場合の措置

最終的に応募者がいない場合又は、応募者が1者以上あった場合についても審査過程においてすべての応募者が適切でないと判断された場合においては、契約候補者を決定せず、その旨を本市ホームページで速やかに公表する。

別表 加點審査における評価項目及び配点の詳細

評価項目		評価内容	配点	様式
(1) 技術協力について				
①	技術協力方針	・技術提案・交渉方式の適用を考慮した取組方針、設計業務への協力方法等について具体的に記載されている。 ・技術提案・交渉方式における留意すべき事項とその対応策について具体的に記載されている。	10	B-1 (A4 : 1~2枚)
(2) 工事について				
②	事業実施体制・役割分担	・本工事における取組体制として、構成企業や協力企業との関係・役割及び実施体制が具体的に示されている。 ・グループの実施体制の特徴について具体的に記載されている。	10	B-2 (A4 : 1~2枚)
③	工事工程	・応募者が想定する土木工事・建築工事の施工手順及び機械設備工事・電気設備工事の施工手順を踏まえた工事工程の提案、その工程設定の基本的な考え方が記載されている。	10	B-3 (工程表はA3 : 1枚、考え方はA4 : 1~2枚)
④	工期短縮	・設計段階からの技術協力を踏まえ、工期短縮に関する提案が具体的に記載されている。	10	B-4 (A4 : 1~3枚)
(3) 施設の性能・機能維持について				
⑤	維持管理の効率化	・施設供用後の維持管理において、保守点検や運転管理の容易さ・効率化等に関する提案が具体的にされている。	10	B-5 (A4 : 1~2枚)
⑥	脱炭素化社会への貢献	・供用開始後の電力使用量の削減提案（省エネルギー対策や再生可能エネルギー対策等）について具体的に記載されている。	10	B-6 (A4 : 1~2枚)
⑦	機器故障リスクへの対応	・供用開始後に、機器のトラブルや故障等を未然に予防する提案、発生した場合の対応方策について具体的に記載されている。	10	B-7 (A4 : 1~2枚)
(4) コストについて				
⑧	主要機器に係る見積価格	・対象施設における主要機器の見積価格（機器費）について評価する。	10	B-8 (A4 : 1~2枚)
⑨	コスト縮減	・対象施設の建設費、維持管理費のそれぞれに関するコスト縮減提案（対策内容（案）、コスト縮減額）が具体的に記載されている。	10	B-9 (A4 : 1~3枚)
(5) その他提案について				
⑩	その他提案	・上記以外で、本市に有益な提案があれば評価する。	10	B-10 (A4 : 1~2枚)

※「⑧主要機器に係る見積価格」では、提案価格が市積算価格を上回った場合でも「失格」にはならない。